

春の 火災予防運動



《 目的 》

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

《 実施期間 》

2026年（令和8年）3月 1日（日）～ 3月 7日（土）

《 実施機関 》

福山地区消防組合

福山市消防団・府中市消防団・神石高原町消防団

《 協力団体 》

福山市防火協会連合会、福山市南・北・東・西・芦品・深安防火協会

福山地区危険物安全協会、福山地区防火連絡協議会

《 実施事項 》

- ◎ 住宅防火対策の推進
- ◎ 林野火災予防対策の推進
- ◎ 地震火災対策の推進
- ◎ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ◎ 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- ◎ 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ◎ 防火・避難基準適合防火対象物公表制度の取組の推進
- ◎ 放火火災防止対策の推進



☆ 住宅防火 いのちを守る 10のポイント ☆

[4つの習慣]

- ◇ **寝たばこ**は、絶対にしない、させない。
- ◇ **ストーブ**の周りに燃えやすいものを置かない。
- ◇ **こんろ**を使うときは、火のそばを離れない。
- ◇ **コンセント**は、ほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く。



[6つの対策]

- ◇ 火災の発生を防ぐために、**ストーブ**や**こんろ**などは安全装置の付いた機器を使用する。
- ◇ 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ◇ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防災品**を使用する。
- ◇ 火災を小さいうちに消すために、**消火器**などを設置し、使い方を確認しておく。
- ◇ お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路**と**避難方法**を常に確保し、備えておく。
- ◇ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。



3月1日
スタート

林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されます！

2025年（令和7年）2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災では、山林約3,370ha、90棟の住宅が焼損するという甚大な被害が発生しました。

この林野火災を教訓に林野火災予防の実効性を高める必要があることから2026年（令和8年）3月1日から「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を開始します。

【林野火災注意報発令基準とは】

次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ 降雨又は降雪が見込まれる場合は、発令しない場合もあります。



【注意報発令時の火の使用制限区域(努力義務)】

組合管内の森林区域（民有林・国有林）

【林野火災警報発令基準とは】

林野火災注意報発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

※ 降雨又は降雪が見込まれる場合は、発令しない場合もあります。

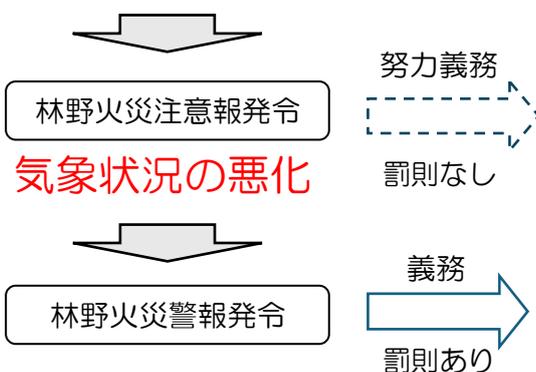
【警報発令時の火の使用制限区域(義務)】

組合管内の森林区域（民有林・国有林）

【林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合の火の使用の制限】

林野火災の予防止
注意を要する気象状況

空気が乾燥して、
雨が少ない状況



次のような火の使用の制限を行います。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 可燃物等の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等において喫煙をしないこと。
- (6) 残火、取灰、火の粉の始末をすること。

【発令対象期間】

毎年1月1日から5月31日まで

【発令状況の周知・広報について】

林野火災注意報・警報が発令された場合は、福山地区消防組合ホームページ、消防車両での広報宣伝やパトロールにより周知・広報を行います。

詳しくは、福山消防
ホームページで確認！



福山消防HP



林野火災注意報発令中